

# お電話する前に必ずお読みください。

## 介護支援専門員証の更新に伴う研修等について（Q & A）

問 1	自分が受講すべき研修がわからない。
問 2	研修の案内が届いたが、必ず受講しなければならないのか。
問 3	研修を受講しない場合は、どうしたらよいか。
問 4	介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、介護支援専門員の資格はどうなるのか。
問 5	過去に修了した研修の修了証明書を紛失した。どうしたらよいか。
問 6	申込みをしたコースの変更は可能か。
問 7	福岡県登録だが、他都道府県で受講するにはどのような手続きが必要か。
問 8	決定コースを早く知りたい。決定通知発送前に事前の問い合わせは可能か。
問 9	受講申込みを提出したか覚えていない。 提出した受講申込みが受理されているか確認したい。
問 10	介護支援専門員の実務に就いて6ヶ月だが、令和5年度の研修で専門研修ⅠとⅡを受講することは可能か。
問 11	研修の一部に受講できない日程があるが、どうしたらよいか。
問 12	住所又は氏名が変更になったが、県に届出を行っていない。どうしたらよいか。
問 13	介護支援専門員証の有効期間が令和7年までであるので、研修を次回（令和5年度）に受講したい。どうしたらよいか。
問 14	主任介護支援専門員更新研修を受講したい。
問 15	研修の中で、事例の提出が必要だが、実務から離れていて提出が困難である。どうしたらよいか。

問 1	自分が受講すべき研修がわからない。
（答）	「介護支援専門員証更新のための研修フローチャート」をご覧ください。

問 2	研修の案内が届いたが、必ず受講しなければならないのか。
（答）	「介護支援専門員の業務に従事している」人は、更新研修を受講しなければ、介護支援専門員証を更新することができず、有効期間満了日以降は介護支援専門員の業務に就くことができません。介護支援専門員の業務を続けるのであれば、研修は必ず受講しなければなりません。 「介護支援専門員の業務に従事していない」人は、今後の介護支援専門員としての就業予定や更新手続きに要する時間等を十分に勘案の上、更新研修を受講するかどうかご判断ください。 なお、介護支援専門員証の有効期限が切れた場合については問4をご覧ください。

問3	研修を受講しない場合は、どうしたらよいか。
(答)	研修を受講しない場合は、お手続きの必要はありません。 (お電話での連絡も不要です。)

問4	介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、介護支援専門員の資格はどうなるのか。
(答)	介護支援専門員証を更新しないまま有効期間が切れ、 <u>介護支援専門員証が失効した場合でも介護支援専門員の資格はなくなりません。</u> ※ただし、介護支援専門員の業務に従事することはできません。 失効した人が、再び介護支援専門員の業務に就く場合は事前に「 <b>再研修</b> 」を受講し、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。 再研修は年1回しか実施していません。ご希望の時期に介護支援専門員証の交付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

問5	過去に修了した研修の修了証明書を紛失した。どうしたらよいか。
(答)	研修受講申込書裏面の申立書をご記入の上、お申込みください。 なお、修了証明書の再発行が必要な場合は当時研修を受講した研修実施団体へご連絡ください。

問6	申込みをしたコースの変更は可能か。
(答)	提出期限内であれば、「再提出」であることを明記した上で、再度受講申込みを行っていただければ、新しい受講申込書の内容で受付いたします。 なお、 <u>電話でのコースの変更・内容の修正は受付できません。</u> <u>提出期限後は、県でコースの変更は一切受付を行いませんので、受講決定通知が届いてから、研修実施団体に直接、コースの変更をお申し出ください。</u>

問7	福岡県登録だが、他都道府県で受講するにはどのような手続きが必要か。
(答)	他の都道府県で研修を受講される方は、他都道府県に研修の受講申込みを行うのと同様に、福岡県に対しては <u>受講地変更願</u> を提出する必要があります。 受講される都道府県にあらかじめ研修の申込方法等について確認をされた上で、福岡県庁ホームページから受講地変更願の様式をダウンロードして記入の上、 <u>福岡県高齢者地域包括ケア推進課</u> に郵送でご提出ください。

問8	決定コースを早く知りたい。決定通知発送前に事前の問い合わせは可能か。
(答)	コースは研修実施団体から送付する <u>決定通知でのみお知らせします。</u> <u>電話でのお答えは一切できません。</u>

問 9	受講申込みを提出したか覚えていない。 提出した受講申込みが受理されているか確認したい。
(答)	申込みをしたか覚えていない人は、その旨を記載し、再度受講申込書を郵送してください。 <u>お電話でお問い合わせされても提出の有無は一切お答えできません。</u> また、そのようなことがないように申込書のコピーは必ずとっていただきますようお願いいたします。受講申込書の受理についても同様です。心配な方はあらかじめ特定記録等の郵便サービスをご利用してください。

問 10	介護支援専門員の実務に就いて6ヶ月だが、令和5年度の研修で専門研修ⅠとⅡを受講することは可能か。
(答)	専門研修Ⅰは6ヶ月以上の実務経験があれば受講できますが、専門研修Ⅱを受講するためには、3年以上の実務経験が必要であるため、令和5年度は専門研修Ⅰしか受講できません。 実務に就いて6ヶ月であれば、介護支援専門員証の有効期限が切れる前年度に更新研修（前期後期）を受講するか、今年度専門研修Ⅰを受講し、有効期間が切れる前年度に更新研修（後期）を受講してください。

問 11	研修の一部に受講できない日程があるが、どうしたらよいか。
(答)	更新にかかる研修の全科目を修了しなければ、修了証明書が発行できないため、証の更新申請はできません。研修の一部に未受講が生じる場合は、他コースに振替※を行い全科目を修了してください。 ※振替の連絡は、受講決定後に研修実施団体へご相談ください。 ※コースの空き状況によっては振替ができない場合があります。

問 12	住所又は氏名が変更になったが県に届出を行っていない。どうしたらよいか。
(答)	介護保険法第 69 条の 4 及び 5 に登録事項の変更の際は、登録県に届出を行うことと定められています。「(様式第 3 号) 介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護支援専門員証書換え交付申請書」に必要書類を添えてご申請ください。様式は県庁のホームページに掲載しています。

問 13	介護支援専門員証の有効期間が令和7年までであるので、研修を次回（令和6年度）に受講したい。どうしたらよいか。
（答）	令和6年度（次回開催）の研修の案内時期は、令和6年4月を予定しています。また、同時期に県庁ホームページに案内を掲載しますので、あわせてご確認ください。

問 14	主任介護支援専門員更新研修を受講したい。
（答）	主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員の有効期間満了日の2年前の日が属する年度から受講対象となります。 令和5年度の受講対象の方につきましては、令和5年2月中旬ごろに郵送で案内しております。また、令和6年度の受講対象の方につきましては、令和6年2月中旬ごろに案内をお送りする予定です。

問 15	研修の中で、事例の提出が必要だが、実務から離れていて提出が困難である。どうしたらよいか。
（答）	直近の事例がないということであれば、同じ事業所で勤めている他の方から聞き取りを行う等して、事例を提出いただくことができます。それでも事例の提出が困難ということであれば、更新研修（実務未経験者向け）を受講してください。 ※更新研修（実務未経験者向け）を受講した場合、次回の更新研修受講時も後期（専門Ⅱ）だけの受講にはなりません。

このQ & Aを読んでも解決しない点については、下記までお尋ねください。

### 〈問合先〉

**福岡県 高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室**

**TEL：092-643-3327**

（土日、祝日を除く月～金の9：00～12：00、13：00～17：00）

\*お電話の際は、お手元にこの案内と介護支援専門員証をご用意ください。

福岡県庁ホームページ（トップページ）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>